

コンプライアンス（法令遵守）の体制

金融機関を取り巻く環境は、「金融ビッグバン」が進展する中で、規制緩和による業務の拡大や金融商品の多様化・複雑化を受け、自己責任原則に基づく透明性の高い経営を行っていくことにより、公共機関としての社会的責任がより一層求められる時代となっております。

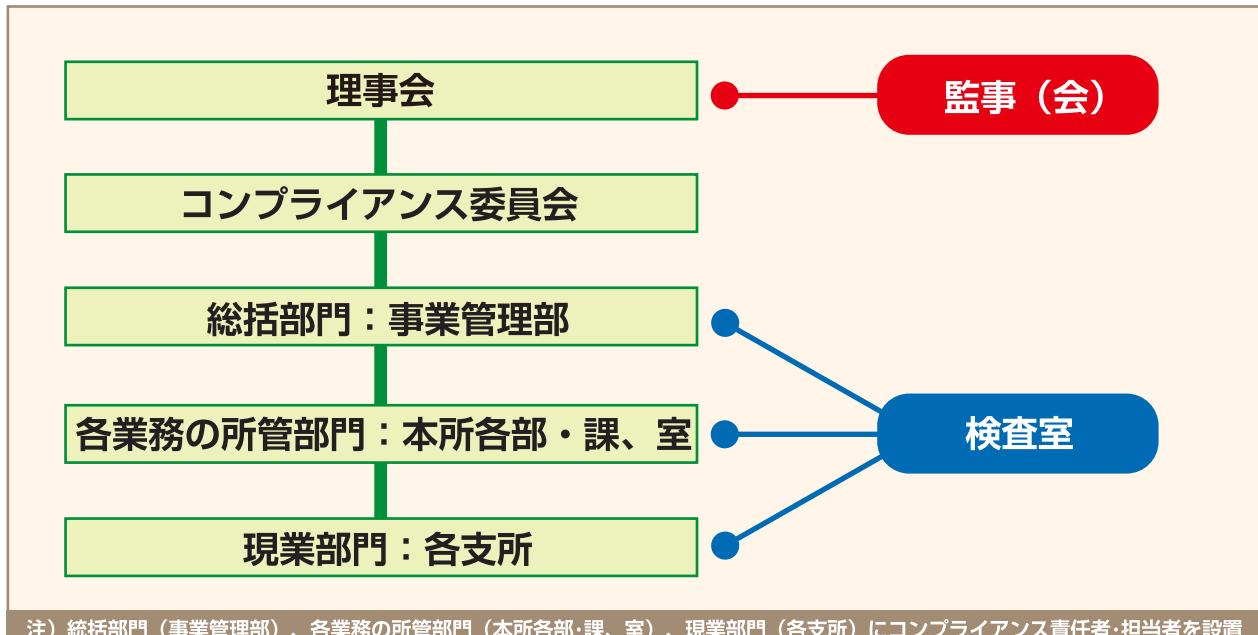
当組合では、このような環境に適切に対応し、組合員並びにご利用の皆さまの信頼に充分にお応えしてまいります。

そのためにも、役職員が一体となって、経営の健全性、組合員並びにご利用者の皆さまからの信頼性確立に取り組むため以下の項目を基本方針とし、コンプライアンスマニュアルを制定し徹底を図っております。

1. 当組合事業の使命

協同組合原則を基本理念とする当組合事業本来の役割を自覚して、健全な業務運営を行い、組合員等利用者からの搖るぎない信頼の確立をはかります。

■ コンプライアンス体制図



注) 総括部門（事業管理部）、各業務の所管部門（本所各部・課、室）、現業部門（各支所）にコンプライアンス責任者・担当者を設置